

日本口承文藝學會會則

第一条 この会は、日本口承文藝學會と称する。

(英訳名 Society for Folk-Narrative Research of Japan
略称 SFNRJ)

第二条 この会は、日本および諸外国の口承文藝ならびに口承文藝に関連するものの調査・資料収集・研究を促進し、研究者間の交流をはかることを目的とする。

第三条 この会は、右の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 機関誌の発行および必要な出版物の作成・発行
 - (2) 研究発表会・講演会などの開催
 - (3) 共同の調査・見学など
 - (4) 資料の収集・保存とその公開
 - (5) 内外の関係諸団体・研究者との交流
 - (6) その他必要な事業
- 第四条 この会の目的に賛同し入会金千円ならびに別に定める年間会費を納めた個人を会員とする。会員は、機関誌の配付を受け、研究発表会における発表の機会を与えられる。
- 2 この会の目的に賛同し、入会金千円ならびに別に定める年間会費を納めた団体を購読会員とする。購読会員は機関誌の配付を受ける。
- 3 この会の事業を賛助するために相当額の寄付をした個人または団体を賛助会員とする。賛助会員は機関誌の配付を受ける。
- 第五条 この会につきの役員を置く。
- (1) 会長一名。

(2) 理事三十名以内。うち若干名を運営理事とする。

(3) 監事二名。

- 2 役員は総会で選出する。
 - 3 理事会は会長および理事をもつて構成し、この会の事業の運営にあたる。
 - 4 理事会は都道府県地区委員を会員から選出し、また必要に応じて各種委員会を設ける。
 - 5 役員および前項の地区委員の任期は二年とし、再任は妨げないが、連続三選は認めない。
 - 第六条 会員総会は、年一回開くものとする。
 - 第七条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入によつて支弁する。会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。毎年一回総会において会計報告を行う。
 - 第八条 この会の会則の変更その他重要事項の決定は、総会の議を経なければならぬ。
- 付則
- 1 この会則は昭和五十二年五月十四日から施行する。
 - 2 第四条第一項および同条第二項の会費は当分の間年間二千円とする。
 - 3 第四条第三項の相当額は年間一万円以上とする。
 - 4 第五条第二項に定める役員選出の方法・手続きについては別に定める。